

指定管理者施設における広告事業の取扱いについて

〔平成 18 年 12 月 25 日付け 18 行第 173 号
各部長、公営企業管理者、教育委員会教
育長あて 総務部長通知〕

指定管理者制度導入施設で広告事業を実施する際に必要となる手続き等については、別紙のとおり取り扱うこととしたので、貴部局内関係課及び所管施設の指定管理者へ周知願います。

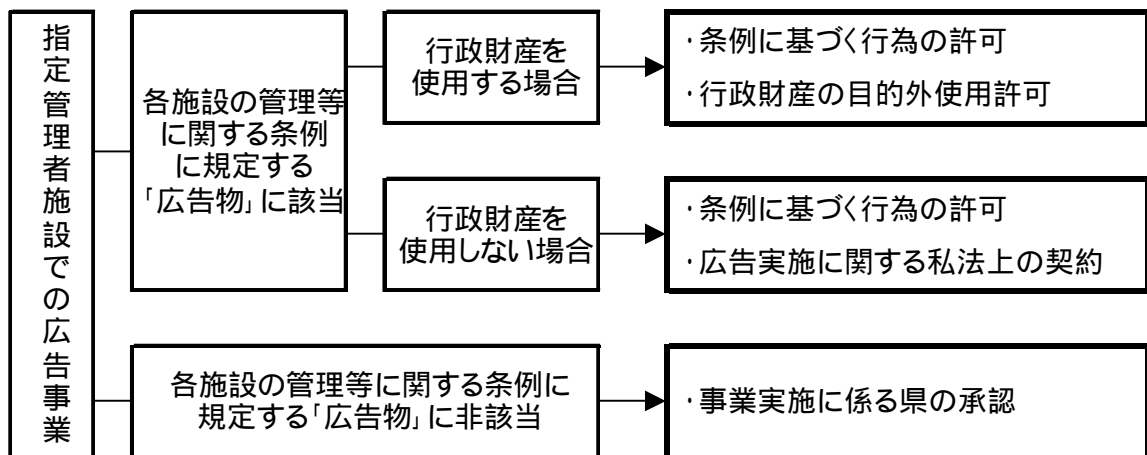
なお、同施設での広告事業実施にあたっては、当分の間、行政システム改革課へ事前に御報告いただきますようお願いいたします。

(別紙)

指定管理者施設における広告事業の取扱い

1 広告事業実施に係る手続き

広告事業(広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置)の実施に係る手続きについては、各施設の管理等に関する条例に基づく「行為の許可」の要否、また、行政財産の使用の有無により次のとおり分類するものとする。



(1) 行政財産を使用する場合 (1の図)

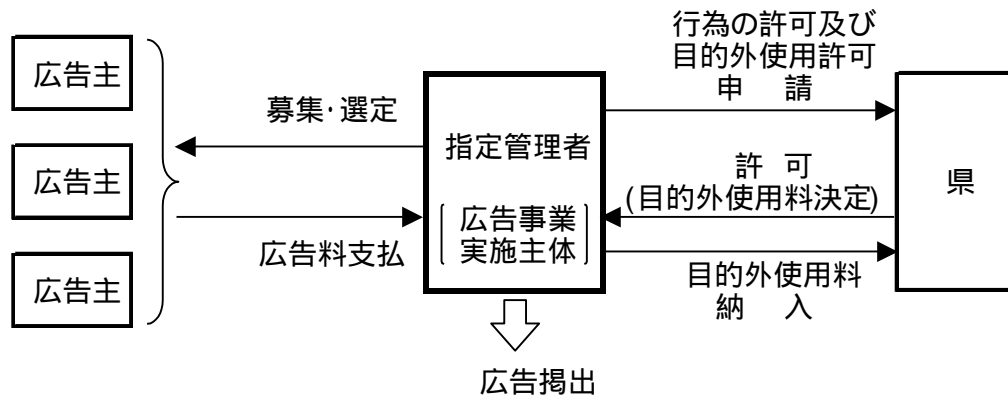
< 具体的事例 >

- ・施設壁面への広告看板設置
- ・商品パンフレット入りマガジンラックの設置 等

< 考 え 方 >

広告事業の実施主体は「指定管理者」とする。

指定管理者が広告主の募集・選定等を行った上で、指定管理者が広告事業の実施主体として「行為の許可」及び「行政財産の目的外使用許可」を受ける。



行政財産の目的外使用許可は、指定管理者に対し包括的に与えるのではなく、**具体の広告内容等が決定した都度、その内容等を審査の上で許可するものとする。**

指定管理者に対し「包括的な許可」を与えることの問題点

「地方自治法質疑応答集」に示された解釈によると、「公の施設における広告掲出に係る許可（＝行政財産の目的外使用許可）は当該施設を設置した自治体が、実際に広告を掲出しようとする業者に対し個別に許可申請内容を審査の上行うもの」とされている。

仮に、指定管理者に対し包括的に許可を与えた場合、次のような問題点がある。

許可の相手方が現に広告を掲出しようとする業者とならない。

許可する際には、**具体の広告会社及び広告内容（広告物の形状や大きさ（面積）、掲出期間等）が決定されていない。**

(2) 行政財産を使用しない場合（1の図）

< 具体的事例 >

- ・行政財産以外（物品）への広告掲出

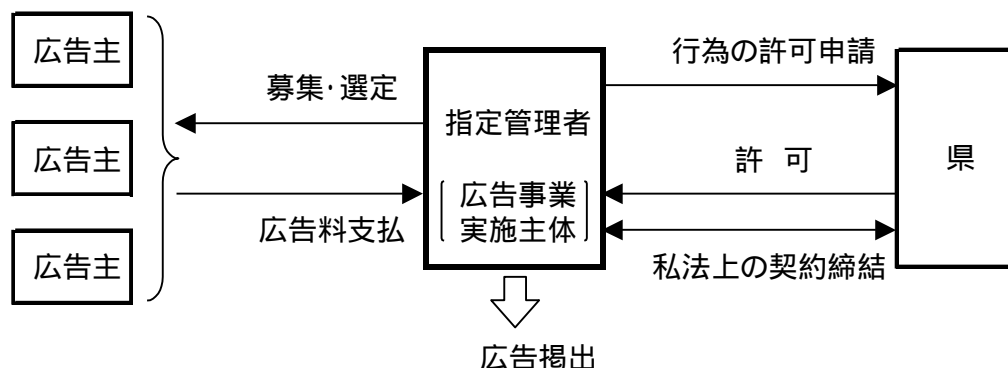
< 考え方 >

広告事業の実施主体は「指定管理者」とする。

指定管理者が広告主の募集・選定等を行った上で、指定管理者が広告事業の実施主体として「行為の許可」を受ける。

県と広告事業実施主体との間で**広告事業の実施に関する「私法上の契約」**を締結する。

行政財産の管理については**制限がある（地方自治法第238条の4）**が、**物品にはこの種の制限がないため、私法上の契約を行えば足りる。**



(3) 事業実施に係る県の承認 (1の図)

< 具体的事例 >

- ・企業名等の入った施設案内パンフレットの配布
- ・企業名等の入った施設でのイベントお知らせ用チラシの配布
- ・企業名等の入った施設PR用の消耗品等の配布 等

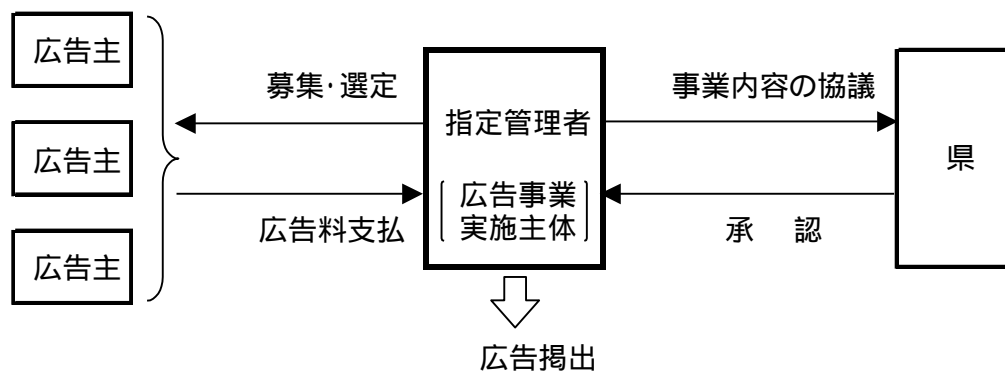
製作費用の一部(あるいは全部)を負担した企業の名称等が掲載されたパンフレット等は配布することに「行為の許可」が必要な「広告物」には該当しない。(指定管理者が本来行うべき「施設の利用促進に係る業務」に該当)

< 考え方 >

広告事業の実施主体は「指定管理者」とする。

指定管理者が広告主の募集・選定等を行った上で、広告内容等に関して県と協議し、事業実施前に県の承認を得る。

法律や条例に基づく許可は要しない場合であっても、県として事業内容を事前に了解しておく。



2 広告事業に係る収益の取扱い

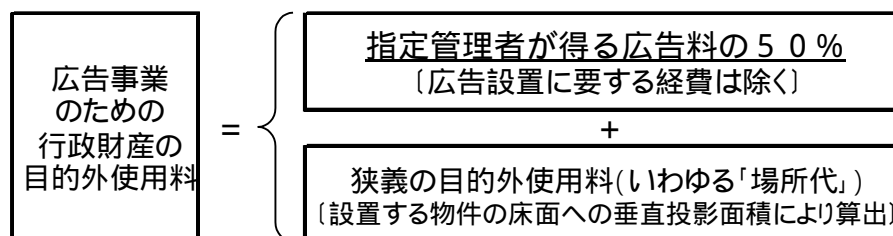
(1) 行政財産を使用する場合

指定管理者が広告主から徴収する「広告料」は、広告事業の実施主体である指定管理者の収入とする。

県は許可の相手方 (= 指定管理者) から行政財産の目的外使用料を徴収する。

目的外使用料は「愛媛県財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」のほか関係規則及び通知によるものとし、基本的には、狭義の目的外使用料(いわゆる「場所代」)に広告料の50%を加算した額とする。

< 算定方法 >



この場合、目的外使用料徴収により県と指定管理者との間で利益の精算が行われたものと整理し、指定管理委託料の積算にあたっては、当該収入は積算基礎から除外する(予算には反映させない)。

「その他財源」として目的外使用料相当額を予算計上することで、一般財源の支出が抑制できるが、最終的に広告料収入の実績がなかった(予算額を下回った)場合、予算額どおり委託料を支出するためには、「その他財源」の不足分を「一般財源」で補てんする必要が生じる。

(2) 上記(1)以外の場合

県が所有する「物品」を使用する場合

基本的には、行政財産を使用する場合(上記(1))に準じた扱いとする。

この場合、実際に事例が見込まれる段階で、県への収入方法を含めた私法上の契約内容等について、行政システム改革課と協議すること。

それ以外の場合

「広告料」は事業の実施主体である指定管理者の収入とする。

収益を得た場合は、他の事業収益と同じく、施設の適正な管理運営のために充当する。

3 その他

指定管理者だけを広告事業者として選定する理由

行政財産を使用して広告事業を実施する場合、広告を掲出することにより、施設の管理運営に支障が生じるおそれがあることから、「指定管理者施設の一体的かつ効率的な管理運営のため、施設内での広告事業は、指定管理者だけに許可する」ことの必要性や合理性が認められる。

一方、行政財産以外(物品)を使用した広告事業については、指定管理者以外が行った場合でも、施設の管理運営に支障が生じる可能性は低いので、指定管理者を広告事業の実施主体とした理由をより明確にしておく必要がある点に留意すること。

「愛媛県広告事業実施要綱」等との関係

県が実施する広告事業の総括的な基準となる「愛媛県広告事業実施要綱」、「愛媛県広告事業の実施に関する表示基準」及び「愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱」は指定管理者が広告事業を行う場合は適用されないものであるが、県有資産を対象とした

広告事業である点を十分考慮し、広告主の適否や広告内容の表示基準等については、要綱等の規定を準用すること。

その他各種規制等との調整

国等の補助を受けて整備した施設等での広告実施や各種規制等との関係については、各施設の状況を踏まえ、監督官庁等と十分に調整を図ること。【屋外広告実施にあたっての例：屋外広告物法では、「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう」（第2条第2項）と規定され、愛媛県屋外広告物条例において「屋外広告業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない」（第30条）と定められている。】